

ブレグジットの最新動向

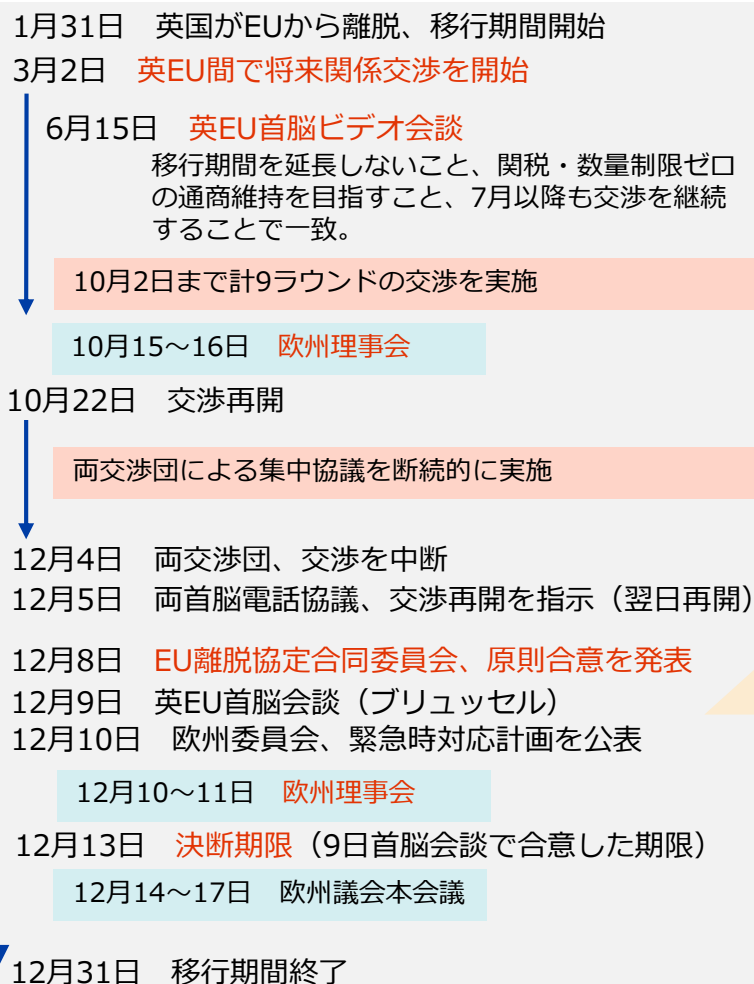
2020年12月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロンドン事務所長 中石齊孝

1 | 英国-EU将来関係交渉（1）

- 6月15日の英EU首脳会談で、移行期間は延長せず、12月31日に終了することを確認。
- 交渉11分野の中で、最後まで主要な対立点となったのが、公正な競争条件（LPF）、ガバナンス、漁業の3分野。EU離脱協定実施に関する英EU合同委員会の協議は、12月8日に原則合意。



英EU将来関係交渉における交渉分野（分科会）

	交渉分野
1	物品貿易
2	サービス貿易、投資、その他の事項
3	公正な競争のためのレベルプレイングフィールド（LPF）
4	運輸
5	エネルギー、民間原子力協力
6	漁業
7	移動、社会保障協調
8	刑事事件に係る法の執行と司法協力
9	主題別協力
10	EUプログラムへの参画
11	水平的協調、ガバナンス

- EU離脱協定を実行に移すための英EU合同委員会（英ゴープ担当相、EUシエフチョビチ副委員長）が原則合意。年内に詳細を決定予定（将来関係交渉とは別途）。
- 特に同協定のアイルランド・北アイルランド議定書は、検疫、税関申告、医薬品・食品等の国境管理体制、議定書の定義に基づく国家補助適用の明確化等について、技術的事項まで合意。
- 英国は、離脱協定違反と批判を受けた「国内市場法案」の箇所（第44、45、47項）の削除に同意。

2 | 英国-EU将来関係交渉 (2)

- 英国は独立国家間のカナダ型FTAを追求。EUは、英国はカナダと立場が違うとし、従来通りに単一市場へのアクセスを求めるのであれば、EURLールへの従属を要求。英国にとっては国家主権に係る問題。

分野	英国の主張 (推測)	EUの主張 (推測)	歩み寄りの方向と残る相違点
公正な競争条件 (Level Playing Field)	<ul style="list-style-type: none"> EUや英国が第三国と締結したEPA、FTAに規定されている内容を維持。調停、仲裁、協議委員会の設置等。 片務的な内容、国家主権を否定するような規定は受け入れない。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境、労働、国家補助等、企業の競争条件に係る全ての分野でEURLールを一切の例外なく遵守させ、英国の立法・運用、予算措置等には欧州委員会の事前承認を必要とする。 今後EUの規制・規則が改訂される度に、英国も国内法を修正して同じ内容を反映。 国家補助規制の対象は加盟国の措置とし、復興基金等EUレベルの補助措置は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国は国家主権に相反しない範囲であれば、上乘せ措置自体は否定しない。 英国はLPFの不可逆条項について合意する用意あり。 EUは、単一市場へのアクセスのためには一切の例外は許さない、LPF違反措置の抑止が絶対条件。
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 領海の主権回復。英国法の適用、資源管理。 毎年交渉し、割当、アクセスを決定。 EUの漁獲割当の80%を返還要求。 	<ul style="list-style-type: none"> これまでに認められた既得権益は維持。 EU漁船と英国漁船が相互の水域にアクセス可能に、法の適用関係も現状維持。 漁獲割当は双方の合意でのみ調整可能とし、長期間の安定的割当分配を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> EUは15~18%の返還を提示。後、英国は60%に引き下げ。さらに50%で歩み寄りを模索。 EU漁船のアクセスについて、英国は3年の猶予期間を提示。EUは10年を要求。後、5~7年で歩み寄りを模索。
ガバナンス 協定担保措置 紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> EUや英国が第三国と締結したEPA、FTAに規定されている内容を維持。調停、仲裁、協議委員会の設置等。 片務的な内容、国家主権を否定するような規定は受け入れない。 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争処理機関は欧州司法裁判所に限定（英国裁判所の司法管轄は認めない）。EU企業の英国での原告適格或いは域外直接適用を認め、仮処分請求等を含めた訴訟を可能とする。 司法救済までの間、被害を即座に止める方策として、事前通告・相手国との協議を経ない一方的措置、当該分野とは違う分野での報復措置を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> EUは、EU規制の英国法への機械的反映、欧州司法裁判所限定は取り下げ。 英国は、EUに追加的な要求、政府補助金等の国内監督機関設置を拒否、その他事前通告、EU企業による英法廷での異議申し立て等も否定。

(注) 12月9日までの英EU政府関係者の発言や報道などを基に記載。決定事項ではない。

(出所) 英国政府・欧州委員会資料、各種報道などを基にジェトロ作成

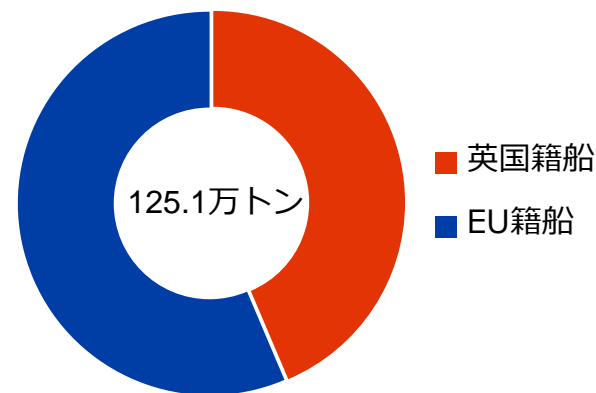
3 | 英国-EU将来関係交渉 (3)

- EU側は英国への警戒心が強く、メンバー国に離脱のデメリットを示すことが必要。他方、英国は国内にスコットランドの独立問題、アイルランドとの国境問題を抱え、BREXITのメリットを示すことが必要。
- EUは結束して「統合の深化と拡大」を指向して、いわば巨大で強固な砦を構築。普遍的価値規範に基づく法の支配、中央集権的均一的な支配が統治原理。砦の中は、例外のない公平で画一的なルールが不可欠。
- 英国は大陸からの独立国家として、規制、制度、政策に係る自己決定、国策遂行を指向。慣習法の伝統により機動的に例外を認め、De factoベースによるオープンな競技場スタイル。

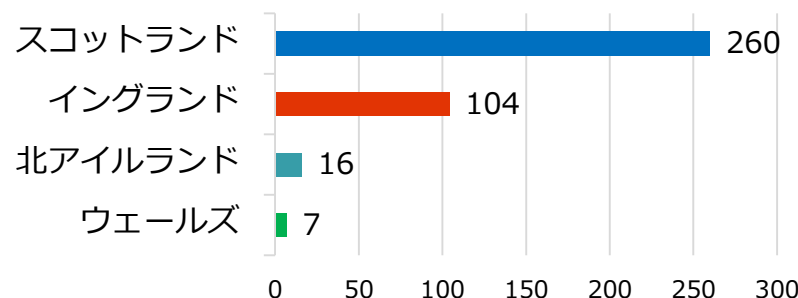
公正な競争条件 (Level Playing Field) & 担保措置の論点

項目	論点
懸念分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働規制 ・ 環境規制 ・ 政府補助
立法・運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可逆条項 ・ Ratchet条項 ・ EUレベルの補助金
担保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ESG/SDGs原則に基づく開示・評価) ・ WTO・ILO・COP等の国際ルール、国際約束 ・ 欧州委への計画の事前申請・承認/事前協議 ・ 規制監督組織・監督官の設置
紛争処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ FTA運営合同委員会の設置 ・ 仲介・仲裁・パネルの設置 ・ 欧州司法裁判所、英国裁判所の司法管轄 ・ 一方的な対抗措置の発動 ・ 経済制裁的なCross retaliationの可否

英国水域における漁獲量 (2012～2016年平均)



英国籍船の地域別国内水揚量 (2019年、千トン)



4 | 移行期間終了時に物流大混乱の懸念

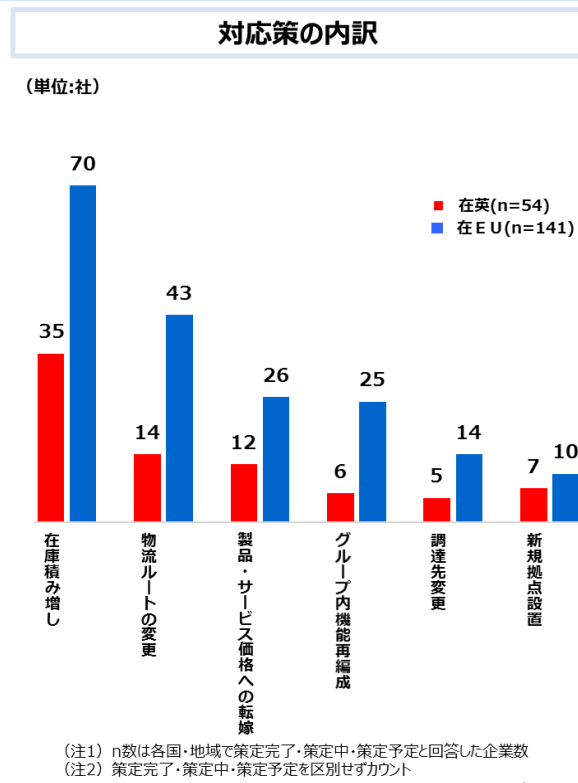
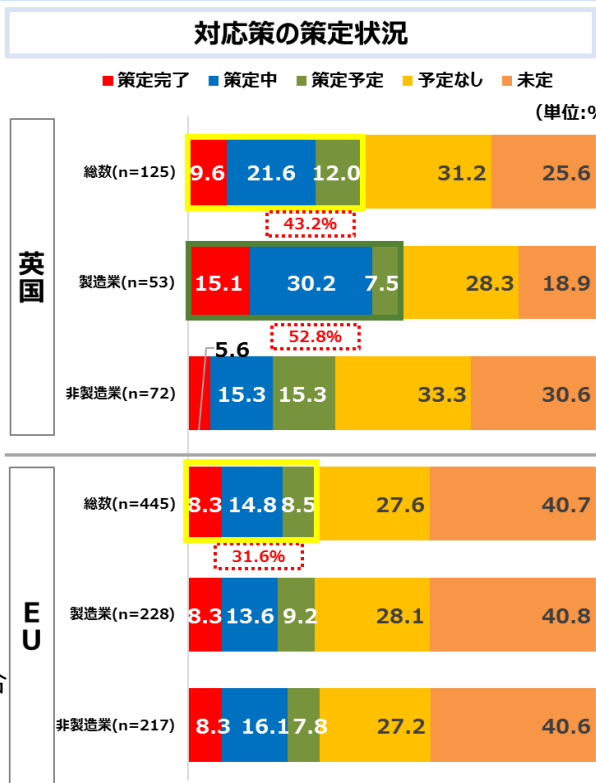
- 内閣府や会計検査院は、政府・事業者双方の準備不足による物流混乱の可能性を指摘。

移行期間終了後の国境における「妥当性のある最悪のシナリオ」 (2020年9月23日内閣府発表)

- ・ ドーバー港と英仏海峡トンネルを経て大陸に向かう貨物車両の30~50%が国境通過のための適切な準備ができていない可能性があり、これにより物流が通常の水準の60~80%に低下。
- ・ 手続き不備の貨物車両の滞留で、英南東部ケント州では、大陸に向かう貨物車両最大7,000台の車列ができ、最大2日の遅延が発生。
- ・ 貨物車両が英国側で滞留することで、大陸へ行き商品を集荷・輸出するのに遅延が生じる結果、輸入と輸出の両方で、同程度の混乱が発生。
- ・ 2021年1月の初めの数日は混乱が少ないと予想されるが、最初の2週間で貨物需要が高まるにつれ、混乱が拡大。
- ・ 最初の3カ月で混乱と物流能力が改善すると想定するも、フランスが運転手の出入国検査緩和か、検査体制拡充をしなければ、混乱は継続。

国境管理の準備状況に関する報告書 (2020年11月6日会計検査院発表)

- ・ ここ数カ月のインフラ・体制整備やシステム開発、に進展はあるものの、新型コロナの影響で準備は遅延。
- ・ 特に、貿易業者の準備や、離脱協定のアイルランド/北アイルランド議定書の履行による物流・手続きにリスクがあり、2021年1月1日に広範囲にわたる混乱の発生を予想。
- ・ 港湾が政府の新規/改修システムと統合する時間はほとんどなく、EUが2021年1月に即時導入するとみられる完全な国境管理に対し、貿易業者が準備できている可能性は非常に低い。
- ・ 同議定書は、必要な変更の規模と複雑さ、時間不足、進行中のEUとの協議の影響により、予定どおり履行できない可能性。



右グラフ：英EU間のFTAなく移行期間が終了する場合への在欧日系企業の備え (2020年9月ジェトロ調査)

5 | 英EU間・物流大作戦 GB-EU Border Operating Model

- 大混乱が予想される国境での物流について、有事並みの対策を準備。作戦遂行の成否が問われる。
- EU側も12月10日、将来関係交渉が成立せず移行期間が終了する事態に備え、航空・陸運・漁業に限り、英EU間のアクセス等を時限的に現行どおり維持する緊急時対応計画を公表。

1. 英国への輸入申告・関税支払いを半年間猶予

英国専用の事業者登録・識別番号（GB EORI number）のみ必須、他は半年間、輸入物品等の詳細情報を記録・保管すれば輸入可（ただし、禁制品、検疫対象等は別扱い）。

2. 国境管理の強化・施設整備（最大10か所）

国境管理・貨物検査の処理能力を高めるため、内陸部に管理施設を最大10か所に整備予定。特にドーバー港と英仏海峡トンネルでの混乱時用にバックアップ施設も充実。併せて、ヒトとモノの出入りを監視・分析、混乱に対応する組織「国境管理センター（Border Operating Centre）」を新設。

3. EU向け貨物トラック・書類手続き支援

7.5トン超の重量物車両（HGV）が、出国前にEU側の輸入関連書類を用意できているか、事前確認を行うオンラインサービス（Check an HGV）を導入。

4. 高速道路M20交通作戦

ドーバー港・海峡トンネルに向かう英南部・高速道路M20について、貨物車両用に可動式分離帯を設置して専用路線を確保、渋滞HVGの収容施設として閉鎖中の空港等までも活用（Kent Access Permitの取得は必要）。渋滞対策として交通管制を段階に応じて随時発動（作戦コード：オペレーション・フェネル/オペレーション・ブロック/オペレーション・スタック）。

5. 代替の海上輸送・上陸ルートの確保

混乱発生が低いと予想される8港、9ルートを対象に、フェリー会社4社と週当たりHGV3,000台以上の容量を確保する契約を締結。

国境管理拠点の整備 物資輸送ルートの確保

（さらにGov.ukにて、全国45カ所に設置した道路輸送事業者向け情報提供拠点を地図上にマッピングして提示）



EUも、英EU間の航空・陸上輸送等を維持する緊急時対応計画を発表

参考資料

- 主なガイダンス（リファレンス資料）
- 英国が進める通商交渉の現状
- 企業活動への影響：移行期間終了後の変化
- 移行期間終了後の英国と諸外国の通商関係

- 英国独自の関税率「UK Global Tariff」
- EUのFTA / EPA、相互承認協定の継承協議
- 英国版一般特惠関税制度（GSP）

- EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置
- 北アイルランドのモノの移動
- 日英間のEU経由、日EU間の英国経由のモノの移動

- 個人情報の取り扱い（GDPR）
- ポイント制に基づく新移民制度
- 英国版製品安全基準適合マーク（UKCA）
- 英国版化学品規制（UK REACH）

- 英EU双方の主な制度上の変化（概要）

- 参考：離脱協定のポイント
- 参考：英EU将来関係に関する政治宣言のポイント

- ご案内：ブレグジットに関するジェトロの各種情報提供

主なガイダンス（リファレンス資料）

- [The UK transition](#)
英国政府による移行期間終了後に備えるためのポータル。各種質問に回答することで、自身に関連する各種ガイダンスの閲覧や更新通知メール登録が可能。
 - [Webinars on preparing your business for the end of the transition period / UK Transition Business Webinars](#)
ビジネス・エネルギー産業戦略省（BEIS）主催の業種・分野別ウェビナー。後者はチェックリスト等のダウンロードが可能。
- [Getting ready for the end of the transition period](#)
欧州委員会による移行期間終了後に備えるためのポータル。2020年7月に採択したコミュニケーションのほか、チェックリストや約90件のテーマ別通知、12月10日発表の航空・陸運・漁業の緊急時対応計画、スライド等を掲載。
- [Check UK trade tariffs from 1 January 2021](#)
移行期間終了後の英国独自のMFN税率「UK Global Tariff」の関税率検索サイト。
- [Trading with developing nations from 1 January 2021](#)
英国版一般特惠関税制度（GSP）のガイダンス。UKGT（MFN税率）とGSP各区分の品目別関税率の一覧をダウンロード可能。
- [Existing UK trade agreements with non-EU countries](#)
英国によるEUの既存FTA/EPAと相互承認協定のロールオーバー協議の進捗状況と、署名済み協定の詳細ガイダンスへのリンク。
- [The Border Operating Model](#)
英国政府による移行期間終了後のグレートブリテン島・EU間の国境管理方針の詳細を記した文書。
 - [How to import and export goods between Great Britain and the EU from 1 January 2021](#)
上記方針に基づくグレートブリテン島・EU間の輸入手続きのフローチャート。
 - [Prepare to import goods from the EU to Great Britain from 1 January 2021](#)
上記方針に基づく輸入手続きの段階別リファレンス。
 - [Delaying declarations for EU goods brought into Great Britain from 1 January](#)
輸入申告繰り延べ措置を受ける場合に必要となる手続き。
 - [Prepare to export goods from Great Britain to the EU from 1 January 2021](#)
上記方針に基づく輸出手続きの段階別リファレンス。
- [Moving goods into, out of, or through Northern Ireland from 1 January 2021](#)
移行期間終了後の北アイルランドにおける輸入手続きのガイダンス。北アイルランドとグレートブリテン島、EU、第三国との間における手続きや規格基準などに関するより詳しいガイダンスへのリンクと、北アイルランド・グレートブリテン島間で物品輸送を行っている事業者对各种支援を提供する「トレーダーサポートサービス（TSS）」登録ページへのリンクを掲載。
- [Check what declarations need to be made for goods you bring or receive into the UK from 1 January 2021](#)
- [Check what declarations need to be made for goods you send from the UK from 1 January 2021](#)
移行期間終了後にEU、第三国、グレートブリテン島／北アイルランドから英国に物品を輸入・搬入する際と、英国からEU、第三国、グレートブリテン島／北アイルランドに物品を輸出・搬出する際に必要となる税関申告等に関する簡単な説明。
- [Get someone to deal with customs for you](#)
通関手続きを外部委託する場合の主要委託先・形態の簡単な解説と、英国内の通関代行業者、宅配業者のリスト等へのリンク。
- [Get an EORI number](#)
英国の事業者登録・識別番号（GB EORI number）の登録サイト。
- [Help and support for UK transition](#)
通関手続き、輸入申告等に関する歳入関税庁（HMRC）の通知メール登録とウェビナー視聴が可能。

主なガイダンス（リファレンス資料）

- [Pay less or no duty on goods you store, repair, process or temporarily use](#)
輸入加工（Inward Processing）や保税倉庫（Customs Warehousing）など、再輸出品に関する関税・輸入VAT留保手続き等の説明。
- [Using personal data in your business or other organisation after the transition period](#)
移行期間終了後のデータ保護に関するガイダンス。
- [points-based immigration system: further details](#)
移行期間終了後の英国の新移民制度の概要とガイダンス。
- [Placing manufactured goods on the market in Great Britain from 1 January 2021](#)
- [Placing manufactured goods on the market in Northern Ireland from 1 January 2021](#)
- [Placing manufactured goods on the EU market from 1 January 2021](#)
移行期間終了後にグレートブリテン島、北アイルランド、EUの各市場に工業製品を上市する際に適用される製品安全・計量関連規制、適合評価やマークの変更可否等について解説。
- [Using the UKCA mark from 1 January 2021](#)
移行期間終了後に英国が導入する製品安全基準適合マーク「UKCA」マーキングについて解説。
- [UK product safety and metrology from 1 January 2021](#)
グレートブリテン島、北アイルランドそれぞれにおける、特定の工業製品（化粧品、電子電気機器、機械、圧力機器、玩具等のニューアプローチ指令対象製品）の製品安全・計量関連規制の品目別ガイダンスへのリンク。
- [How to comply with REACH chemical regulations](#)
化学品規制（REACH規則）の対応準備に関する説明。
- [Registration, Evaluation, Authorisation and restriction of Chemicals \(REACH\) regulation at the end of the transition period](#)
英国衛生安全庁（HSE）のREACHガイダンスポータル。北アイルランドでの取り扱いに関する説明も掲載。
- [Prepare your business for January 2021 if you are based in the EU](#)
EU事業者向けに準備を呼びかける総合ページ。英独西仏伊蘭ポーランドの7言語用意。詳細英語ガイダンスへのリンクも。
- [EU business: exporting to the UK](#)
EU事業者向け、移行期間終了後の英国への輸出手続きに関する概略説明と詳細ガイダンスへのリンク。
- [EU business: importing from the UK](#)
EU事業者向け、移行期間終了後の英国からの輸入手続きに関する概略説明と詳細ガイダンスへのリンク。
- [EU business: taxes and tariffs](#)
EU事業者向け、英国の関税、輸入VAT納付・還付の詳細ガイダンスへのリンク。
- [EU business: providing services to the UK](#)
EU事業者向け、対英国サービス提供に関する変化対応を呼びかけるページ。
- [EU business: data protection and copyright](#)
EU事業者向け、個人データ移転、知的財産に関する概略説明。知的財産は詳細ガイダンスへのリンクも。
- [EU business: working in the UK](#)
EU事業者向け、英国での運転と就業、教員資格に関する概略と詳細ガイダンスへのリンク。
- [Webinars for EU-based organisations that trade with the UK](#)
EU事業者向け、英国の国境手続き等に関するウェビナー。

英国が進める通商交渉の現状

- **英EU・FTA交渉**は大詰め協議を継続しているが、未だ対立点の解消に至っていない。
- **EUと第三国が締結しているFTA**は、約7割の国・経済圏との間で継承協定に署名済み。
- 「グローバル・ブリテン」を標榜する英国政府は、諸外国とのFTAを推進し、3年以内に貿易量の80%をFTAでカバーする目標を設定。**米日豪NZ**を優先国に設定し、対EU交渉と並行して5月より順次交渉を開始し、**日本とは10月に署名**。**CPTPP**加盟に向けた準備作業、加盟国との個別協議も実施中。

	対象国・経済圏	交渉開始時期	現状・見通し	ポイント
EUとの新関係構築	EU	2020年3月2日	合意妥結、部分合意・交渉継続、FTA合意なき移行期間終了、などのシナリオが引き続き存在。	カナダ型FTAが認められるか。あるいは実利・部分合意を許容か。
EUのFTAの継承	27カ国・経済圏	2018年から順次	英国と各相手国・経済圏が年内に批准手続きを終えれば、2021年1月1日以降もFTA継続。	スイス、カナダ、エジプト、韓国など27カ国・地域と署名済み。（2020年12月10日時点）
	11カ国・経済圏		継承できないと、2021年1月1日から原則WTOまたはGSPに基づく通商関係に。	メキシコ、シンガポール、ベトナムなど11カ国と協議中。（同上）
	日本	2020年6月9日	10月23日に署名し、日英両国にて批准手続き中。	工業製品は100%関税を撤廃。発効時から日EUと同じ削減率を適用する「キャッチアップ」を適用。データ保護などを強化。
新たなFTAの締結	米国	2020年5月5日	米国大統領選挙結果を受け、対米交渉が停滞するか。豪、NZとの交渉は一定の進展。	国内畜産業保護の関税維持などが焦点。EUと各国の電気・通信機器、医薬品GMP等の検査・証明等の相互承認協定は継承確定済み。
	オーストラリア	2020年6月29日		
	ニュージーランド	2020年7月13日		
既存EPAへの新規加盟	CPTPP	開始前	9月9日に加盟11カ国と非公式協議を実施。	2021年早々の加盟申請を目指す。

企業活動への影響：移行期間終了後の変化

I 英EU間FTAが締結・批准されない場合

- ✓ オーストラリア型（= WTOルール）の関係に移行。EUとの間是最恵国待遇（MFN）ベースのみ。関税・数量制限等が発生。
- ✓ EU離脱前、特に英国はノー・ディールの可能性に備え、多数の激変緩和措置を打ち出してきた。EUも含め、FTAが締結・批准できない場合に、同様の激変緩和措置が導入されるかどうかポイント。

II 英EU間FTAが締結・批准される場合

- ✓ 関税ゼロ、数量制限ゼロが原則。ただし、これらの措置を受けるためには**原産地規則に基づく証明が必要**、**これへの実務的対応が発生**。品目別の緩和措置、拡張累積等の柔軟措置が行われるどうかも要確認。

III 両シナリオに関係なく起こる変化

- ✓ 英EU間で通関手続きが必要になるとともに、**輸入VATの支払い義務が発生**。例外的に、北アイルランドとアイルランドの通関手続きは、EU離脱協定によって、北アイルランドとグレートブリテン島との間で行うことになっており、また、北アイルランドのVATにはEU規則が適用される。
- ✓ EUが第三国と締結している**FTA/EPAを英国が継承できなかった場合**、英国への輸入は、**最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」**または**一般特惠税率（GSP）**を適用。原産地認定では、原則EU産は計算外に（FTA/EPAを継承する場合は、ほとんどの協定でEU原産品に対する**拡張累積**を導入）。
- ✓ **製品認証、データ保護等が、英EUで異なる規制体系となり**、双方での対応が必要となる。移行期間終了後、英国版CEマークのUKCA、英国版化学物質管理制度のUK REACH等が導入される予定。
- ✓ EU市民（EEA、スイス含む）の移動の自由が終了。**ポイント制に基づく新移民制度**に移行。新たな制度では、ソーシャルケア、建設、物流、食品加工等の分野で多く占めているEU出身労働者が技能と給与の点でビザ発給要件を満たさなくなる**可能性あり**。

移行期間終了後の英国と諸外国の通商関係

特別な通商取り決めのない諸外国

- WTO加盟国との間では、WTOルールに準拠。
- 輸入関税は、最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を適用。

FTA/EPA締結国

- それぞれのFTA/EPAに基づく通商関係。
- 関税は、それぞれのFTA/EPAの協定税率を適用。
- ただし、各協定の原産地規則に準拠することが必須。
原産性を満たせない場合は、協定税率は適用されない。

開発途上国

- 一般特惠関税制度（UK GSP）に基づき、開発途上国を優遇。
- 輸入関税は、UK GSPに基づく優遇税率を適用。
- 開発途上国における英国産品の輸入関税が優遇されるものではない。

英国独自の関税率「UK Global Tariff」

- 英国政府は2020年5月19日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、英国独自の最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を公表。
- FTA/EPA締結国、一般特惠関税制度（GSP）を適用する開発途上国を除き、原則全ての国に対して適用される。
- 現行の関税率の端数を切り下げ、約6,000のタリフラインを合理化・簡素化。
- 国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も現行（EU関税率）の10%を継続。

項目	内容		
関税率の簡素化	現行関税率	簡素化の内容	例（現行税率 → 新税率）
	<2%	撤廃	1.7% → 0%
	≥2% ≤20%	2%刻みで切り捨て	19.2% → 18.0%
	≥20% ≤50%	5%刻みで切り捨て	48% → 45%
	50% <	10%刻みで切り捨て	68% → 60%
原材料・半製品の関税撤廃	英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。		
国内生産が少ない物品の関税撤廃	英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は、関税を撤廃。		
グリーン化に貢献する物品の関税撤廃	「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。		

EUのFTA / EPA、相互承認協定の継承協議

- EUが締結しているFTA / EPAの継承は、27カ国・地域と署名済み。11カ国とは協議継続中。
- 製品適合性評価等の相互承認協定は、貿易協定によるカバーを含み、6カ国と署名・合意済み。

EUのFTA / EPAの継承状況（2020年12月10日時点）

	国・経済圏
署名済み	スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド・ノルウェー、フェロー諸島、コソボ、北マケドニア、ウクライナ、ジョージア、モロッコ、チュニジア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、南東部アフリカ諸国、南部アフリカ関税同盟・モザンビーク、ケニア（注1）、コートジボワール、カナダ、アンデス共同体諸国（注2）、カリブ海フォーラム、中央アメリカ諸国、チリ、韓国、シンガポール、太平洋諸国
協議継続中	セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モンテネグロ、アルバニア、モルドヴァ、トルコ（注3）、アルジェリア、カメルーン、ガーナ、メキシコ、ベトナム

- 注1：ケニア以外の東アフリカ共同体（EAC）加盟国による加盟受付中。
- 注2：移行期間終了後、合意が発効する前に、暫定措置が導入される予定。
- 注3：トルコ、アンドラ、サンマリノはEUと関税同盟の関係にあるため、英国とこれらの国との通商関係は、英EU間の合意に影響を受ける。
- 注4：日本との間では、10月23日に新たな包括的経済連携協定（CEPA）に署名。

EUの相互承認協定（MRA）の継承状況（2020年12月10日時点）

	国、対象分野
署名済み	<ul style="list-style-type: none"> 米国：電磁両立性、通信端末機器、医薬品GMP、船用機器 オーストラリア：自動車部品、電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP ニュージーランド：電磁両立性、低電圧装置、機械、医療機器、圧力装置、通信端末機器、医薬品GMP
貿易協定でカバー	<ul style="list-style-type: none"> スイス：医薬品GMP イスラエル：機械、医療機器、玩具、電気通信機器、建設プラント機器、自動車、化学品GLP、医薬品GMP、ほか 日本：通信端末機器、電気機器、化学品GLP、医薬品GMP

英国版一般特惠関税制度（GSP）

- 英国政府は2020年11月10日、開発途上国の産品を輸入する際により低い関税率を適用する英国版「一般特惠関税制度（GSP）」のガイダンスを公表。
- 制度の大半はEUのGSPを継承**。第三国経由の輸入もEUのGSP同様に、経由地の税関の管理下に置かれ、加工などされていない場合は、GSP対象国の原産性を認め、優遇税率を適用。
- 原産性の証明はGSP原産地証明書（Form A）または自己申告で行う。2021年中に英国で流通させる産品は、2020年中に作成されたEUの登録輸出事業者システム（REX）の申告文も可。

区分	国、対象分野
後発開発途上国枠組み (Least developed countries framework)	<p>国連が定める後発開発途上国からの輸入では、武器・弾薬を除く全品目で関税を無税とし、割当は設けない。</p> <p>対象国：アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、カンボジア、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、キリバス、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、バヌアツ、イエメン、ザンビア</p>
一般枠組み (General Framework)	<p>世界銀行が定める低・中所得国、低所得国からの輸入では、繊維製品、機械・部品、食品などの一部の特定品目について、最恵国待遇（MFN）税率「UKグローバルタリフ」より低い優遇税率を適用。</p> <p>対象国：アルジェリア*、カメルーン*、コンゴ共和国、クック諸島、エジプト*、エルサルバドル*、エスワティニ*、ジョージア*、ガーナ*、グアテマラ*、ホンジュラス*、インド、インドネシア、コートジボワール*、ヨルダン*、ケニア*、コソボ*、ミクロネシア、モルドバ*、モロッコ*、ニカラグア*、ナイジェリア、ニウエ、パレスチナ*、パプアニューギニア*、シリア、タジキスタン、チュニジア*、ウクライナ*、ウズベキスタン、ベトナム*、ジンバブエ*（*印の国は、EUのFTA / EPAの継承を目指している国・経済圏に含まれる国。2021年1月1日までに英国がこれらの国との間で通商協定を発効できない場合は、英国輸入時にGSP一般枠組みに基づく優遇税率を適用できる。）</p>
交渉拡張枠組み (Enhanced Framework)	<p>世界銀行が定める低・中所得国、低所得国のうち、輸出多角化の不足や国際貿易制度との統合度合いが低いことから経済的に脆弱な状況にある8カ国からの輸入は、一般枠組みで優遇税率を適用する特定品目について、関税を無税とする。</p> <p>対象国：アルメニア、ボリビア、カーボベルデ、キルギス、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカ</p>

EUからグレートブリテン島への輸入手続きの緩和措置

- 英国政府は2020年6月12日、移行期間終了後の2021年1月1日から**半年にわたり、EUとグレートブリテン島**の間の輸出入手続きを簡素化することを発表。2020年7月13日には、その詳細を含む国境管理計画「Border Operating Model」を、10月8日にはその改訂版を公表。
- 政府はこれまで緩和措置導入を否定してきたが、新型コロナウイルス流行による企業活動の停滞などにより、移行期間後すぐに通関手続きを完全導入するのは困難と判断し、方針を転換。
- あくまで英国が独自に決定できる輸入時の緩和措置であり、EUへの輸出については2021年1月1日から正規手続きが必要（例：輸出時の電子搬出略式申告は2021年1月1日から必須）。**EUは同様の輸入手続き緩和措置を発表していない（12月10日時点）。**

項目	EUからグレートブリテン島（GB）に輸入される物品に対する緩和措置の内容
2021年1月～	<ul style="list-style-type: none"> EUからGBに輸入される物品の輸入者は、歳入関税庁（HMRC）宛ての税関申告を最長6カ月繰り延べ可能（酒類、タバコ、有害化学物質等の規制品の輸入は繰り延べ不可で、EU域外からの輸入と同様に正規の輸入申告が必要）。 繰り延べ措置を受ける場合は、輸入時に物品等の詳細情報を記録・保管し、輸入日から6カ月以内に補足申告（Supplementary Declaration）を提出する。補足申告には、通関簡易手続き制度（CFSP）への登録が必要〔CFSPは、簡易申告手続き（SDP）または申告者の記録による通関手続き（EIDR）のいずれでも可〕。 繰り延べ措置を受ける場合、関税の支払いは、納税繰延アカウント（Duty Deferment Account: DDA）を申請・取得することで、補足申告提出まで繰り延べ可能。輸入VATは、VAT登録のある事業者は通常のVAT申告に組み入れて支払い（postponed VAT accounting）、VAT登録のない事業者は、関税等と共にDDAによって補足申告提出までに払う。 電子搬入略式申告（Safety and Security declarations）は、全品目で6カ月間不要。 動物由来副製品、非動物由来高リスク食品・飼料、生きた動物や、高リスク植物・植物製品の輸入では、事前通知や衛生証明書等の提出が必要。書類検査は遠隔で行い、高リスク物品等の実地検査は搬送先または他の認可された場所で実施。 「GB」から始まる英国の事業者登録・識別（EORI）番号（GB EORI number）は、2021年1月1日から必須。
2021年4月～	<ul style="list-style-type: none"> すべての動物由来製品と植物・植物製品で、事前通知と衛生証明書等の提出が必要。
2021年7月～	<ul style="list-style-type: none"> 全品目で、輸入申告、関税・VATの支払い、電子搬入略式申告が必要に。 動植物検疫（SPS）対象品目で、書類検査は遠隔またはGBの国境管理施設（BCP）で、実地検査とサンプル検査は頻度を増加してGBのBCPで実施。

（注）北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取引には適用されない。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

北アイルランドのモノの移動

- 北アイルランドは、**英国の関税規則に準拠**し、英国が締結するFTA/EPAも利用可能。
- 他方、**物品貿易においてはEU規則を適用**し、実質的にEUの単一市場に残留。

項目	内容
北アイルランド →グレートブリテン島	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランド企業（グレートブリテン島に本社を置き、北アイルランドで事業を展開する企業を含む）に限り、既存の手続きを踏襲。輸入申告や通関検査、新たな規制・適合検査等は不要。（ただし、当該措置は英EU合同委員会による双方の合意が必要）※一部製品については要申告。詳細は後日公表予定。 【英国規則に従って製造された製品】→UKCAマークの貼付が必要。 【EU規則に従って製造された特定の製品】→引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。
グレートブリテン島 →北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要に。 VATおよび物品税は、引き続き英国の制度下に留まるが、実務手続きはEU規制を適用。北アイルランド搬入時にVATが課税されるため、VAT申告で還付手続き等を行う必要が生じる。 アイルランド等EUに向かう可能性（at risk）がある物品は、関税を徴収。対象品目等の定義は、英EU合同委員会が決定し、後日公表予定。 共通トランジット手続き協定（CTC）に基づく輸送が可能（税関手続きは最終目的地で実施）。 動植物検疫（SPS）では、指定地点からの搬入、事前通知、輸出衛生証明書、植物検疫証明書等が必要。 工業製品に関しては、上市に関連するEUのすべてのルールに準拠。 →製品がEU規則の基準に適合していると承認されている場合、継続して製造が可能。また、北アイルランド企業は、EUおよび英国において、別々に承認を得る必要はなく、双方での上市が可能。 EU規制下で輸入事業者（importer）、販売事業者（distributor）、認定代理人（authorised representative / responsible person）が必要な製品は、これらの主体（事業者）は北アイルランド、EU、EEAのいずれかに所在する必要がある。製品には輸入者または認定代理人の連絡先等を表示する。 北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークかCEマーク+UK（NI）マークが必要。 年間1トン以上の化学品を北アイルランドに輸出する企業は、北アイルランドまたはEUの輸入者がEU REACHに登録しているか、北アイルランドまたはEUで唯一の代理人を指名する必要がある。 <p>※トレーダーサポートサービス（TSS：税関申告代行や各種講習等を行う英国政府の無料サービス）を開始。</p>
北アイルランド⇔EU	<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。税関検査、書類作成等は要求されず、関税、割当は適用されない。原産地規則の確認も不要。 引き続きCEマークを使用。英国の第三者認証機関で認定を受けた場合、CEマーク+UK（NI）マークを使用。
北アイルランド⇔第三国	<ul style="list-style-type: none"> EUに輸出される恐れがあり、EUと英国で関税率が異なる場合を除き、英国が交わしたFTA締結内容に準ずる。 一部条件の下、XI EORI番号の取得が必要に（取得には既にGB EORI番号を保持していることが必須）。

日英間のEU経由、日EU間の英国経由のモノの移動

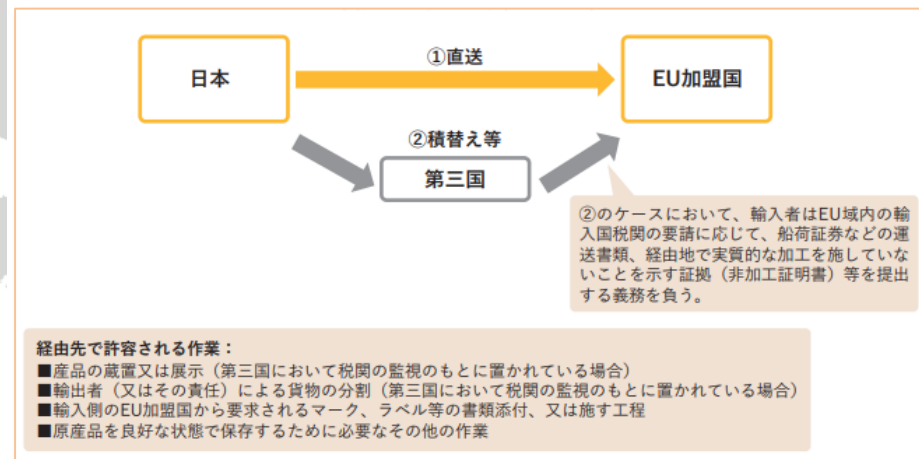
ケース1：日本産品を英国に輸出し、その後EUに輸出する場合

- 現在は、英国輸入時にEU対外共通関税（CET）または日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。英→EUは単一市場内のため、関税は発生しない。
- 移行期間終了後は、英国輸入時にUKGTまたは日英EPA税率の関税・輸入VATを支払い。しかし英→EU輸出でEU輸入時にCET・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU交渉結果とは無関係。
- 対策例：英国輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。英国で関税・輸入VATを支払わず、英→EU輸出でEU輸入時に**日EU EPA税率**の関税・輸入VATを支払い。

ケース2：日本産品をEUに輸出し、その後英国に輸出する場合

- 現在は、EU輸入時にCETまたは日EU EPA税率の関税・輸入VATを支払い。EU→英は単一市場内のため、関税は発生しない。
- 移行期間終了後は、EU輸入時にCATまたは日EU EPA税率の関税・輸入を支払い。しかしEU→英輸出で英国輸入時にUKGT・輸入VATが発生。日本産品であり、英EU交渉結果とは無関係。
- 対応策：EU輸入時に保税倉庫（Customs Warehousing）を利用。EUで関税・輸入VATを支払わず、EU→英輸出で英国輸入時に**日英EPA税率**の関税・輸入VATを支払い。

日EU EPA、日英EPAでは、**第三国を経由する場合でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該第三国税関の管理下であれば、原産性は失われない。**



個人情報取り扱い（GDPR）

- 英国政府は2020年10月2日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、一般データ保護規則（GDPR）についてのガイダンスを発表。
- EUは現在、英国に対して十分性を認定するか評価中。その結果により、一部対応が異なる。
- 日本を含む、EUの十分性認定の対象国は、英国でも同認定が引き継がれる。
- クロスボーダービジネスを行う企業は、2021年1月1日以降、英国もしくはEEA内に代理人を置く必要が生じる可能性がある。

項目	内容
EEA→UK	<ul style="list-style-type: none">EU GDPRにおいて、英国は移行期間終了後に第3国の扱いとなる。10月中旬時点で、EUは英国に対して十分性を認定するか評価中。 <p>【移行期間中に十分性が認められた場合】 ⇒英国は十分性認定対象国となるため、個人データの移転等はこれまで通り可能。</p> <p>【移行期間中に十分性が認められなかった場合】 ⇒代替手段を講じる必要あり。 例）標準契約条項（SCC）、拘束的企業内準則（BCR）など</p>
UK→EEA	<ul style="list-style-type: none">これまで通り、個人データの移転等が可能。
UK→第三国	<ul style="list-style-type: none">EUから十分性認定を取得している国に対しては、これまで通り個人データの移転が可能。 <p>※日本についても、英国側でEUの十分性認定の効果を維持する手続きが完了しており、移行期間終了後も円滑な個人データ移転が日英間で確保されている。</p>
代理人	<ul style="list-style-type: none">現在、EEA内に拠点は持たないものの、同域内において個人データ等の取引が発生する英国企業は、移行期間終了後に英国およびEU双方のGDPRに準拠しなければならないことから、EEA内に代理人を設置する必要が生じる可能性がある。英国内に拠点を持たない企業についても同様に、英国内で個人データ等の取引が発生する場合は、英国内に代理人を設置する必要が生じる可能性がある。

（出所）英国政府資料を基にジェトロ作成

ポイント制に基づく新移民制度

- 英国政府は2020年2月19日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、新移民制度の方針を発表。7月13日には、同方針の詳細設計を発表。
- EU市民（EEA、スイス含む）とそれ以外の外国人の区別を撤廃。
- ビザ発給上限の撤廃、技能レベルの引き下げ等の緩和を行う一方、低技能労働者へのビザ発給は制限するため、特に労働集約的産業から懸念の声も。

要点

- 英国で就労するためのビザ取得には、**合計70ポイント**が必要（下表参照）。
- ジョブ・オファー、適切な技能レベルの職業、必要水準の英語能力が必須要件に。
- 年収2万5,600ポンドに満たない場合、需給、教育要件で代替可能**（ただし2万480ポンド以上は必須）。
- 現行の第2階層ビザ（Tier2）の要件からは、①最低年収額の引き下げ（3万ポンド→2万5,600ポンド）、②適切な技能レベルの引き下げ（RQF6／大卒水準→RQF3／高卒水準）、③発給上限（Tier2 Generalが年間2万700人）の廃止、の緩和策を導入。
- ほか、①初めて就業する外国人の収入要件を高技能労働者より30%低減、②最高レベルの高技能者へのジョブ・オファー要件免除、③医療・教育従事者の収入要件緩和、④農業従事者への最長6カ月の試験的滞在制度の拡大（2,500人→1万人）、等の例外措置を導入予定。
- 英国で学部または修士課程を修了した留学生は2年間、博士課程を修了した留学生は3年間、継続して滞在可能に。

分類	要件		他要件による補填可否	ポイント
必須要件	ジョブオファー		不可	20
	適切な技能レベルの職業		不可	20
	必要水準の英語能力		不可	10
年収要件 (基本給)	2万480～2万3,039ポンド	職種別平均賃金の80%以上（初就労者70%以上）	可	0
	2万3,040～2万5,599ポンド	職種別平均賃金の90%以上	可	10
	2万5,600ポンド以上	職種別平均賃金以上	可	20
需給要件	移民諮問委員会（MAC）の不足職業リストにある職業		可	20
教育要件	職業に関連する理数系以外の博士号		可	10
	職業に関連する理数系の博士号		可	20

(注) 年収要件は、最低年収基準額または職種別平均賃金のいずれか高い方に準拠する必要がある。

(出所) 英国政府資料を基にジェトロ作成

Copyright © JETRO. All Rights Reserved.

70ポイント
必要

英国版製品安全基準適合マーク（UKCA）

- 英国政府は2020年9月1日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、UKCAのガイダンスを発表。
- CEマーク対象製品の大部分がUKCAマークの対象に。猶予期間として、一部対象を除き、2022年1月1日まではCEマークの使用を引き続き許可。

項目	内容			
EEA →UK (GB)	年度	CEマーク	UKCAマーク	補足
	2020年	要	—	—
	2021年	いずれか要		一部製品を除き、双方可
	2022年	可※	要	UKCAマーク必須（※UKCAマークのラベル貼付でも対応可）
	2023年	—	要	UKCAマークは恒久的な貼付状態が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 上記表の日程のとおり、原則2022年1月1日からUKCAマークが必須に。 UKCAマークの適合性評価実施が必要。また、これまでCEマークにおいて自己認証でなく、EUの第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、英国の第三者認証機関（NB）への評価結果の移管手続き等が必要。 			
UK (GB) →EEA	<ul style="list-style-type: none"> 過去に英国の第三者認証機関（NB）で認証を受けている製品は、EU認定の第三者認証機関（NB）で再度認定を受けるか、もしくは評価結果の移管手続きが2020年12月31日までに必要。 			
北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランド市場では、UKCAマークのみの使用は不可。CEマークあるいはUK（NI）マークのいずれかが必要となる。 第三国から北アイルランド市場に輸入する場合、CEマークが必要。 <p>【北アイルランド事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※EUの第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、CEマークのみ使用可。→英国市場・EEA市場ともに有効 ※英国の第三者認証機関（NB）で認定を受けた場合、UK（NI）マーク使用可→英国市場のみ有効 <ul style="list-style-type: none"> UK（NI）マークが必要なケース ①北アイルランド市場向け、②第三者認証機関（NB）による適合性評価が必須な製品、③現在、英国の認証機関を利用、もしくは移行期間後に利用する予定 近日中に、英国政府は詳細ガイダンスを公表予定。 			

英国版化学品規制（UK REACH）

- 英国政府は2020年9月1日、移行期間終了後の2021年1月1日から採用する、UK REACHのガイダンスを発表。
- UK REACHにおいて、企業は登録物質のトン数に応じて定められた期間内に、登録や通知申請などの手続きを完了させる必要がある。

項目	内容		
物質登録の完了期限	申請期間	トン数	危険物
	2021年10月28日から2年間	年間1,000トン以上	<ul style="list-style-type: none"> 発がん性、変異原性または生殖毒性（CMR）：年間1トン以上 水生生物に対する非常に強い毒性（急性・慢性）：年間100トン以上 候補リスト物質（2020年12月31日時点）
	2021年10月28日から4年間	年間100トン以上	<ul style="list-style-type: none"> 候補リスト物質（2023年10月27日時点）
	2021年10月28日から6年間	年間1トン以上	—

EEAから英国への輸入	<ul style="list-style-type: none"> 2021年4月30日までに基本的情報を英国の安全衛生庁（HSE）に提出することで、法的認知が継続（グランドファザリング）。上記表の期間内に手続きを完了する必要あり。 自社でEU REACHに登録しておらず、欧州経済領域（EEA）のEU REACH登録サプライヤーから化学物質を輸入している英国の川下ユーザーは、同物質のUK REACH登録の確認が必要。 2021年1月1日以降も当面は現状どおり輸入は認められるものの、EEAからの輸入の継続意向を、「川下ユーザーによる輸入通知（DUIN）」を用いて、2021年10月27日までにHSEに通知、2021年10月28日以降に上記表の期間内に新たな登録が必要。 英国の川下ユーザーは、EEAのサプライヤーに対し、英国に拠点を置く「唯一の代理人（OR）」の任命を依頼するか、供給元を英国登録のサプライヤーに変更することが必要。 2021年1月1日より、オンラインサービス「Comply with UK REACH」を開始。グランドファザリング、DUINや新たな物質登録の提出などが可能に。
-------------	---

英国からEEAへの輸入	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きEEAに輸出するために、2021年1月1日より前に、EEAを拠点とする企業に登録を移管する、または、同地域を拠点とする輸入業者がEU REACHに登録するよう支援するなどの対応が必要。
-------------	--

北アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月1日以降も、EU REACHがそのまま適用されるため、EEAとの化学品の輸出入手続きに変更なし。
---------	---

英EU双方の主な制度上の変化（概要）①

通関・物流

分野	EU側の措置	英国側の措置
関税	EU対外共通関税率を適用。英EU間でFTAが締結・批准されれば、同協定税率を適用可。	英国独自の最恵国待遇（MFN）税率「UK Global Tariff」を適用。英EU間でFTAが締結・批准されれば、同協定税率を適用可。 納税繰延アカウントに登録することで、関税・物品税・VATを都度納付ではなく月次納付とすることが可能。
航空	【経過措置あり】 英国が同様の措置を導入することを条件に、英国の航空会社が英EU間で旅客・貨物の輸送を継続することを最長6カ月間許可。また欧州航空安全機関（EASA）が移行期間終了前に認証した英国企業の航空機製品・設計をEU登録航空機が使用を継続することを許可。	EUの航空保安規制は英国の規制にも組み込まれ、EUの貨物規制ルールも影響を最小限にするために承認し、これまで通りEU発便のアクセスを維持。
陸運	【経過措置あり】 英国が同様の措置を導入することを条件に、英EU間で貨物（トラック）・旅客（バス）の輸送を継続することを最長6カ月間許可。陸運事業者は、英国で発行したコミュニティライセンス、運転手の専門能力証明書は無効に。	【経過措置あり】 2021年9月末まで、EUのIDカード（EU、EFTA加盟国が対象）を入国時の身分証明に関する渡航文書として、引き続き認める。
鉄道	【経過措置あり】 英EU間の鉄道運行を、他の取り決めが導入されるまで継続することを許可。英国で発行された事業ライセンス、安全認証、鉄道運転者資格は無効に。	【経過措置あり】 2022年1月末まで、EUで発行された事業ライセンス、安全認証、鉄道運転者資格の効力を認める。
VAT	輸入VATを適用（還付制度有）。	輸入VATを適用。英国でVAT登録することで、輸入VAT納付を通常のVAT申告に組み入れ、還付請求と相殺することが可能。VAT登録がない場合も、納税繰延アカウントに登録することで、都度納付ではなく月次納付とすることが可能（上記「関税」参照）。
通関手続き	英国・EU間で出発前申告（PDD）・搬入略式申告（ESD）を義務化。 EUでの輸出入には英国で発行されたEORI番号は無効。EU加盟国で発行されたEORI番号が必要になる。	【経過措置あり】 2021年1月1日から半年間にわたる3段階の緩和措置を導入。EUからGBへの輸入について、多くの品目で通関申告手続きを最長6カ月間猶予し、関税の支払いも通関申告時まで繰り延べを認める。 英国での輸出入にはGBから始まる英国EORI番号が必要（政府が2019年8月に未登録企業に対してGB EORIを自動付与）。
拘束的関税情報	既存の拘束的関税情報（BTI）サービスが継続。	新デジタルBTIサービス（eBTI）を導入。

英EU双方の主な制度上の変化（概要）②

基準・認証

分野	EU側の措置	英国側の措置
食品	第三国と同様のルールを適用。輸入事前通知、衛生証明書等の添付や、適切な国境管理ポスト（BCP）からの入域等を要件とする。	動物由来食品に関しては、第三国と同様の輸入手続きが必要。輸入通知システム（IPAFFS）を使ったデジタル通知や、衛生証明書等の添付が必要となる。 【経過措置あり】 ラベルはEU基準のものが2022年9月末まで有効。
化学品	REACH登録している在英企業は、EEAでビジネスを継続するにあたり、EEA域内で代理人を指名するか関連事業をEEAに移転させるなどの対応が必要。	【経過措置あり】 UK REACHへの登録が必要。EU REACHに登録している在英企業は、原則UK REACHに登録が継続されるが、2021年4月末までに関連データ等の提出が必要。また、登録物質のトン数に応じて、定められた期間内に登録や通知申請等の手続きも必要。
データ保護（GDPR）	英国への個人データの移転は原則禁止。EUは英国に対して十分性を認定するか評価中（11月初旬時点）。認定されれば、これまで通りのデータ移転が可能。不承認ならば、SCC等の代替措置を講じる必要あり。	英国内のデータ保護規制は変化なし。英国からEUへのデータ移転は、これまで通り可能。
製品の認証（CEマーキング）	過去の英国第三者認証機関による適合性の認証は無効。EEA内の第三者認証機関に認証を移転するか、新たに認証を取得する必要がある。	【経過措置あり】 CEマーク対象製品の大部分がUKCAマーク対象に。一部対象を除き、2021年12月末までCEマークの使用を引き続き許可。2022年1月からは、英国市場ではUKCAマークのみが有効となり、CEマークのみでの流通は不可能に。
自動車型式認証	英国当局によってなされたEU型式認証を保持している製造業者は、移行期間終了までに、同じ型式の型式認証をEU27カ国の型式認証当局に申請可能。	【経過措置あり】 2021年1月1日から英国当局が発行する2年間有効の暫定認証を取得すれば、2020年12月末以前に製造されたEU型式認証の車両も、英国市場で流通可能（暫定認証有効期間中の英国型式認証への切り替えは必要）。
医薬品	英国で生産された医薬品の有効成分等をEEA内に輸入する場合は、第三国と同様、適正製造基準が同等であることなどを含む確認書面の提出が必要となる。	【経過措置あり】 EUの医薬品市販承認を受けているものについて、離脱後、自動的に、英国における販売許可に転用される（グランドファザリング。1年以内に関連データの提出が必要）。QPPV（医薬品安全性監視のための有資格者）をEUに設置する場合、2022年1月1日までに英国内にコンタクトパーソンの指名が必要となる。
フロンガス規制	EUの規制は、北アイルランドを除く英国に適用されない。	EU制度の要求事項の多くを取り入れた新しい規制を制定。北アイルランドはEU制度対象のまま。

英EU双方の主な制度上の変化（概要）③

基準・認証

分野	EU側の措置	英国側の措置
気候変動政策	欧州排出権取引制度（EU-ETS）は英国に適用されない。	国内・国外への気候変動への取り組みの変更なし。EUの枠組みから外れるが、EU-ETSより厳しい基準を設けたUK-ETSの移行計画を提案するなどし、脱炭素社会を実現する方針。

サービス・生活

分野	EU側の措置	英国側の措置
VAT	英国事業者は「ミニ・ワン・ストップ・ショップ（MOSS）」の利用が原則不可能に（EU加盟国でMOSSに登録するか、EU加盟国でのVAT登録が必要）。2021年7月1日からは、MOSSは「ワン・ストップ・ショップ（OSS）」に拡大され、英国事業者もEU加盟国に対するサービス取引での同サービス利用が可能に。	英国内でのVAT登録、支払いが必要。
金融	【経過措置あり】 2022年6月末まで、英国を拠点とする中央清算機関（CCP）に関して一時的な同等性を認め、EU内の金融市場参加者による英国のCCP利用を引き続き可能に。	【経過措置あり】 英国金融サービス分野に対し、取引報告義務や株式発行、信用格付けなどの一部主要な業務を除き、新規制への対応を2022年3月末まで猶予。
運転免許証	EEA内での運転には、国際運転免許証（IDP）やグリーンカード、GBステッカー等が必要となる可能性あり。	EEA市民は、英国内での運転について、国際運転免許証は不要。
データローミング	英国内での無料ローミングサービスは終了する。	EEA内での無料ローミングサービスは終了する。英国主要キャリアは、同サービスを維持すると発表。
パスポート	EU、EFTA加盟国への旅行はパスポートの有効期限が6カ月以上残っていることが必要。空港等での入国審査においても、EU市民専用レーンの使用は不可能に。	【経過措置あり】 EU、EFTA加盟国の市民は2021年9月末まで（所定の手続きを済ませた在英EEA市民、フロンティア・ワーカー・パーミットを持つEEA市民等は、少なくとも2025年12月まで）、引き続き自国IDカードを用いて英国に入国することが可能。

参考：離脱協定のポイント①

項目	内容
市民の権利	<ul style="list-style-type: none">移行期間終了時点でEU加盟国に居住している英国国民または英国に居住しているEU市民は、同期間終了後もそれ以前と同じ権利を有する。家族も同様の権利を有し、また同期間終了時点で近親の関係にある家族等は同期間終了後に居住のために呼び寄せることもできる。同期間終了時点で5年以上継続してEU加盟国に居住している英国国民、5年以上継続して英国に居住しているEU市民は、永住権を持つ。5年未満の場合、5年に達して永住権を取得するまで居住を継続できる。英国に居住するEU市民とその家族は、英政府の所定の手続きにより居住許可を申請できる。EU加盟国は自国に居住する英国国民とその家族に対して同様の手続きを求めるかどうか選択できる。居住国と異なる国で働く労働者を含むEU市民・英国人の労働者・自営業者は、雇用支援や社会保障等について現在と同等の権利を有し、国籍等による差別なく自国民と同等の待遇を補償される。移行期間終了前にEU加盟国で承認を取得または申請した英国人の専門職（弁護士・医師等）または英国で承認を取得または申請したEU市民の専門職は、同期間終了後も双方で継続して資格を認められる。英国の裁判所が、離脱協定が規定する市民の権利に関するEU法の解釈を行う際には、欧州司法裁判所（CJEU）による将来の判例を考慮し、EU法の解釈に疑問があればCJEUに申し立てることができる。
移行期間	<ul style="list-style-type: none">離脱日から2020年12月31日までを移行期間とする。英国はEU加盟国ではなくなるが、移行期間中はEU法が適用され、欧州司法裁判所（CJEU）の管轄下に置かれる。英国の参加が必要かつEUの利益に沿うものであり、あるいは協議内容が英国・同国民に関するものである場合は、英国はEUの会議やEUが参加する国際機関の会合等に継続して参加することができる。EUが第三国と締結する国際協定において、英国はEU加盟国と同じ扱いを受けるとし、EUは対象となる第三国にその旨を通知する。この間、英国はEU以外の国と、貿易協定を含む新たな国際協定について交渉・署名・批准を行い、移行期間終了後に発効させることができる。漁業に関する取り決めはEUに準拠し、英国の漁獲割当は変更されない。移行期間終了後の最初の1年となる2021年の漁業協定について、英EU双方は2020年に交渉を行い、決定する。
清算金	<ul style="list-style-type: none">清算に関する交渉は、英国のEUに対する支払い義務と、EUの英国に対する支払い義務を網羅。移行期間は、英国はEUの年間予算に対してこれまでどおり拠出金を支払い、割戻金も受領する。2020年末時点の未払い金は将来支払い、未収金は将来受け取る。欧州投資銀行（EIB）の払い込み資本金の英国拠出分35億ユーロは、2019年から12年間にわたり分割して払い戻しを受ける。同様に欧州銀行（ECB）の資本金やEUによる制裁金収入についても、英国の比率について払い戻しを受ける。欧州開発基金（EDF）には継続参加する。各種EU信託基金や、トルコの難民のためのEUファシリティへの貢献は変更しない。

（出所）離脱協定、英政府・EU資料などを基にジェトロ作成

参考：離脱協定のポイント②（アイルランド・北アイルランド国境に関する取り決め）

項目	旧離脱協定案（2018年11月25日合意）	離脱協定（2019年10月17日合意、2020年1月批准）
発動条件・期間	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合に発動。あくまでも一時的な措置。 発動後、ハードボーダー回避策が導入されれば、直ちに解除。 	<ul style="list-style-type: none"> 移行期間終了後、直ちに自動的に発動。 北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用（新たな方策に置き換えることも可能）。
関税	<ul style="list-style-type: none"> EUと英国全土を単一の関税領域に。 EUと英国全土が、第三国には対外共通関税を適用し、域内では南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間の通関手続きを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> EUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国側に所属。 南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランドは引き続きEU関税法典（UCC）に従う。 通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。アイルランドに向かう可能性がある物品に課税。 英当局が徴収した関税はEUに送金せず、北アイルランドに留まる物品との差分還付や、事業者の他の支出との相殺などに用いる。
規制	<ul style="list-style-type: none"> 工業製品、農産食品等については、北アイルランドのみEU規制を適用。 北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力（検査の最小化・効率化等）。 	
VAT・物品税	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> 物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 徴税等の運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。 北アイルランドの同税をアイルランドに合わせ免税・減税する可能性。
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 単一関税区域において公正な競争を担保するため、英国は課税、環境、労働、競争法、政府補助金等に関する規制をEU規制に整合させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合させる。（単一関税区域に関する規定が削除されたことに伴い、その他は除外）
北アイルランドの同意	<ul style="list-style-type: none"> 規定なし。（バックストップの解除は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価し、決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 北アイルランド議会が採決により意思表示。 議会が支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。その間に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。 議会支持の条件は、①単純過半数、②単純過半数且つ英国派・アイルランド派それぞれで過半数、③全体の60%以上且つ両派それぞれで40%以上が賛成の加重過半数、のいずれか。 最初の適用期間は、移行期間終了（発動）から4年間。以降は、上記①②による継続なら4年間、③の場合は8年間。

参考：英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント①

2018年11月25日の欧州理事会特別会合で、経済や安全保障などの将来関係の方向性を示した政治宣言を承認。2019年10月17日、「経済パートナーシップ」に変更を加えた新版を承認。

分野	内容
導入準備	<ul style="list-style-type: none">・ 協力の基礎：将来関係は、英国が「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。・ 共通利益の分野：英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。
経済パートナーシップ	(次ページに記載)
セキュリティー・パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none">・ 目的・原理：地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。・ 犯罪に関する法執行と司法協力：データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の3分野に係る将来枠組みの構築。・ 外交・安全保障・防衛：制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通じた、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。・ テーマ別の協力：サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への対策のテーマ別協力。・ 機密および国家機密にかかわる非機密情報：機密情報保護協定の締結。
制度的アレンジメント	<ul style="list-style-type: none">・ 構造：将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。・ ガバナンス：将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基づいて実施する。・ 除外条項と保護措置：将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。
今後のプロセス	<p>EU離脱後、可及的速やかに英EUの将来関係の交渉を始め、交渉結果が2020年末までに発効させる。英EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。バスファルト合意を順守。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 離脱前：正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。・ 離脱後：将来関係を法的書式に落とし込み、交渉を開始する。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。

参考：英国EUの将来関係に関する政治宣言のポイント②（経済パートナーシップ）

項目	内容
物品	円滑な貿易を促進するため、物品貿易についてはFTAに基づく野心的な通商関係を志向。適切かつ先進的な原産地規則と野心的な関税取り決めを実現するとともに、全品目で関税、数量制限を回避。医薬品（EMA）、化学（ECHA）、航空（EASA）等のEU機関と英国機関の協力可能性を模索。信頼性された貿易事業者（Trusted Trader）の相互承認、関税等の還付を含む通関・VAT実務に関する相互協力等を検討。
サービスと投資	広範な分野でWTOの取り決めを大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために自発的な規制調和の協力枠組みを設置。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。
金融サービス	双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。双方による同等性評価の手続きはEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す。
知的財産権	TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。
公共調達	相互に利益のある分野はWTO政府調達協定（GTA）を超えて、公共調達市場における機会を提供。
モビリティ	短期訪問者の査証免除、研究・勉学・訓練・YMSによる入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の検討。商用目的での一時的な入国・滞在の取り決めを含む。規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない。
輸送	（航空）包括的航空協定（CATA）による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局（EASA）と英国民間航空局（CAA）の協力。（道路輸送）国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。（鉄道）必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。（海上）国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁（EMSA）と英国海事沿岸警備庁（MCA）が情報交換し協力。
エネルギー	（電気・ガス）電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。（民間原子力）EURATOMと英国の幅広い分野での核協力に合意する。（炭素価格）温室効果ガス排出取引での協力を検討。
漁業	包括的な経済連携を推進する観点から、新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結し、特に双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。
公正な競争条件	EUと英国の地理的近接性と経済的相互依存関係を踏まえ、公正で開かれた競争を実現するため、公正な競争条件の実現を確約。その質は、将来関係と経済的連結性の範囲と深度に比例。移行期間終了時点で、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税の各分野で、現在の高い水準を維持。

ご案内：ブレグジットに関するジェトロの各種情報提供

ブレグジット特設ページ（ジェトロ・ウェブサイト）

ブレグジットをめぐる英国、EUなどからの最新ニュース、英国とEU等との通商交渉の進捗状況、各種ガイドブック、関連リンクなどを掲載した日本語ポータルサイトです。

セミナー・説明会

日本や英国を中心に、各地でブレグジットの動向やビジネス関連制度などを解説するセミナーを不定期で開催しております。日本での開催は上記ポータルを、英国等での開催はジェトロのメール案内をご参照ください。

メールでの各種ご案内

英国政府等による主だった案内などを、ジェトロ・ロンドン事務所より不定期でご案内しております。配信ご希望の方は、[オンラインフォーム](#)よりご登録ください。

個別相談

ブレグジットによる企業活動への影響や留意点、必要な対策などについて、法務・税務等の専門家やジェトロ担当者が無料でオンラインにて個別に相談に対応しております（[概要・お申込み](#)）。

2019年秋には、経済産業省と「ブレグジット対応サービスデスク」を立ち上げました。
引き続き日系企業の皆様へのきめ細かな情報提供に努めて参ります。



ジェトロでは、以下のような情報も提供しております。執務のご参考にご利用いただければ幸いです。

□ [新型コロナウイルス感染拡大の影響（特設ページ）](#)

感染拡大に伴う移動制限や経済への影響、政府等による経済対策、事業者支援策を地域ごとにご報告します。

□ [国・地域別情報（欧州 / 英国）](#)

現地の経済・ビジネス動向、貿易投資制度、ジェトロのサービスなどを国・地域ごとにご覧いただけます。

□ [ビジネス短信](#)

国際ビジネス関連情報をいち早くお届けするニュースサービスです。

□ [在欧州日系企業実態調査（2019年版）](#)

欧州に進出されている日系企業にご協力いただき毎年実施している、経営実態に関するアンケート調査です。

□ [英国のEU離脱に関する英国・EU進出日系企業への影響について](#)

在欧州日系企業実態調査（2020年版）のブレグジットの影響に関する調査結果を先行発表しました。

□ [ユーロトレンド](#)

欧州の産業・企業・制度情報をお届けするメールマガジンです。

当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、ジェトロがその正確性を保証するものではありません。また記述内容は、必ずしもジェトロの見解を反映したものではありません。ジェトロは提供する情報および助言をできる限り正確にするように努力していますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行っていただいております。